

大阪公立大学 全固体電池実用化研究会
運営規約

(名称)

第1条 本会の名称は、大阪公立大学 全固体電池実用化研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(規約の趣旨)

第2条 本規約は研究会の運営及び研究会に参画する会員（以下「会員」という。）について必要な事項を定める。

(研究会の目的)

第3条 研究会は、全固体電池の社会実装に向けた企業連携による研究の推進と高度研究人材の育成に貢献することを目的とする。

(研究会の活動)

第4条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 全固体電池に関する情報の提供・広報に関わる活動
- (2) 全固体電池開発を進める企業との交流・連携に関わる事業
- (3) その他、研究会の目的を達成するために必要な事業

(研究会の会員・準会員)

第5条 会員とは研究会の目的に賛同する法人及び団体のうち次条に定める入会手続きを完了したものをいう。

2 会員には、法人会員、特別会員、大阪公立大学会員の区分を設け、別に大阪公立大学準会員（以下「準会員」という。）を設ける。

3 法人会員の対象者は、研究会に入会を希望する法人、団体とする。

4 特別会員の対象者は、行政機関、公的研究・教育機関等とする。

5 大阪公立大学会員の対象者は、全固体電池研究所（以下「研究所」という。）の構成員とする。

6 準会員の対象者は、大阪公立大学会員が所属する研究グループの構成員、例えば教員、ポスドク（博士研究員）、研究員、学生とする。

(入会手続き)

第6条 研究会への入会にあたっては本規約を承諾の上、別に定める入会申込書を研究会事務局（以下「事務局」という。）に提出し、研究会代表（以下「代表」という。）の承認

を得なければならない。なお、代表の承認および会費の納入をもって入会手続きの完了とする。

(会費)

第7条 法人会員は、下記に定める会費を納入する。

年会費 法人会員 98,000円(不課税)

- 2 法人会員は、年会費を当該年度中に納入しなければならない。
- 3 既納の会費は返還しない。

(会員期間および更新)

第8条 会員期間は、毎年4月1日～翌年3月31日までとする。会員資格は、毎年度会費の納入をもって更新される。

(会員情報の変更)

第9条 会員は、研究会への届け出事項に変更が生じた場合、速やかに事務局に変更内容を届け出るものとする。

(会員の特典)

第10条 会員の特典を次に掲げる。

- (1) 研究会が主催する研究セミナーへの参加
- (2) 研究会で実施されているプロジェクトの情報共有
- (3) 法人会員による研究セミナーでの情報発信
- (4) 共同研究の推進や国家プロジェクトへの応募の模索

(会員資格の譲渡禁止)

第11条 会員資格は、第三者に譲渡することができない。

(会員資格の取消)

第12条 会員は、以下のいずれかの事由に該当する場合、会員資格を取り消されるものとする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 入会時に虚偽の申告があったとき
- (3) 研究会の信用または名誉を失墜する行為を行ったとき
- (4) 公序良俗に違反する行為があったとき
- (5) 法人の場合は、年会費を1年以上滞納したとき
- (6) 法人、団体の場合は法人、団体が消滅したとき

(7) その他、研究会において会員として不適格と認めるとき

(退会)

第13条 会員は、退会する場合、別に定める退会届を提出しなければならない。

(代表、副代表及び監事等)

第14条 研究会には、代表、副代表、監事、事務局長及び会計責任者を置く。

- 2 代表、副代表及び監事は総会において会員から選任される。
- 3 代表、副代表及び監事の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 代表は、研究会を代表する。
- 5 副代表は、代表を補佐し、代表が不在の際はその職務を代行することができる。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 代表、副代表及び監事が任期途中で退任するときは、新たに会員から選任する。
- 8 事務局長および会計責任者は代表が選任し、研究会に係る業務を行う。
- 9 任期の途中で選任された代表、副代表及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第15条 研究会の事務は、事務局が行う。

(総会)

第16条 研究会の総会は、代表が招集し、主宰する。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議・決定・報告する。
 - (1) 研究会の運営に関する重要事項
 - (2) 会員の入退会に関すること。
 - (3) 代表、副代表及び監事の選出に関すること。
 - (4) 研究会の予算及び決算に関すること。
 - (5) 研究会の事業計画及び事業実績に関すること。
- 3 総会には議長を置き、代表をもって充てる。
- 4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 総会に臨場できない会員は委任状により他の会員に審議・表決の委任をすることができ、委任状を提出した会員は当該総会への出席者とする。
- 6 表決は会員のみで行い、大阪公立大学準会員は表決権をもたない。
- 7 議長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 総会の開催形態は、参集型、オンライン型、その併用型、メール審議型のいずれも可能とする。

(会計)

第17条 研究会の会計は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
 - (2) 設立後、寄付を受けた財産
 - (3) 事業から生じる収入
 - (4) その他の収入
- 2 研究会の通帳は、大阪公立大学研究推進課（以下「研究推進課」という。）が管理する。
- 3 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(経費の執行)

第18条 研究会の経費は、前条第1項の会計により支弁する。

- 2 経費の執行について、1件の予定価格が50万円(税込)未満の経費の執行については代表、10万円(税込)未満の決裁については事務局長が専決することができる。1件の予定価格が50万円(税込)以上の場合は、副代表及び会計責任者の確認の後、代表が決裁することができる。
- 3 事務局は毎月、当該月の経費の執行について、別に定める報告書を研究推進課に提出する。
- 4 本規約に定めのないときは大阪公立大学の規程に準ずることとする。

(解散)

第19条 研究会は、次の各号に掲げる場合に解散するものとする。

- (1) 本事業の全部が終了したとき。
- (2) 総会において解散の議決がなされたとき。
- (3) 構成員が1名となったとき。

(事業終了後の残余財産の取り扱い)

第20条 本事業の全部が終了した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、当該残余財産の取扱いについては総会で議決する。

(規約の改廃)

第21条 本規約の改廃、変更については、総会における承認をもって決定する。なお、規約の変更については変更内容を会員に対して通知する。

(その他)

第22条 本規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規約は、2021年4月1日に施行する。
- 2 この改正規約は、2022年4月1日から施行する。

改正履歴

2022年4月1日 (名称変更)

(改正前) 大阪府立大学 (改正後) 大阪公立大学

2022年4月1日 第7条 (法人会員会費)

(改正前) 98,000円 (改正後) 98,000円 (不課税)

2022年4月1日 (経費の執行)

(改正前) 第18条2 経費の執行について、1件の予定価格が50万円未満の経費の執行については代表、10万円未満の決裁については事務局長が専決することができる。1件の予定価格が50万円以上の場合は、副代表及び会計責任者の確認の後、代表が決裁することができる。

(改正後) 第18条2 経費の執行について、1件の予定価格が50万円(税込)未満の経費の執行については代表、10万円(税込)未満の決裁については事務局長が専決することができる。1件の予定価格が50万円(税込)以上の場合は、副代表及び会計責任者の確認の後、代表が決裁することができる。